

国の施策により、平成28年度から、低所得世帯及びひとり親世帯等の保育料にかかる多子世帯の考え方が変わります。そのため、保育料の基準表の改定を行いました。

問い合わせ先 町民課子ども係(32)3114

### 保育料月額徴収基準表(1号認定)

階層区分	定義		徴収額(円)
第1	生活保護世帯		0
第2	1	住民税非課税世帯及び ひとり親世帯等	0
	2	住民税所得割非課税世帯 ひとり親世帯等以外	2,700 (1,300)
第3	1	所得割課税額77,100円以下 ひとり親世帯等	6,700 (0)
	2	ひとり親世帯等以外	14,500 (7,200)
第4	所得割課税額211,200円以下		18,500 (9,200)
第5	所得割課税額211,201円以上		23,200 (11,600)

( )は第2子の場合/第3子は無料

### 保育料月額徴収基準表(2号・3号認定)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定義	保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	
		ひとり親世帯等以外 の世帯	(3,000) 6,000	(2,500) 5,000	(3,000) 5,900	(2,500) 4,900
第3	市町村民税 均等割課税世帯	ひとり親世帯等	(0) 5,500	(0) 4,500	(0) 5,400	(0) 4,400
		ひとり親世帯等以外	(6,000) 12,000	(5,000) 10,000	(5,900) 11,800	(4,900) 9,800
	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	(0) 8,000	(0) 6,500	(0) 7,900	(0) 6,400
		ひとり親世帯等以外	(8,500) 17,000	(7,000) 14,000	(8,400) 16,700	(6,900) 13,800
第4	市町村民税 所得割課税額 57,700円未満	ひとり親世帯等	(0) 9,500	(0) 8,000	(0) 9,300	(0) 7,800
		ひとり親世帯等以外	(9,500) 19,000	(8,000) 16,000	(9,300) 18,700	(7,800) 15,700
	市町村民税 所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	(0) 11,500	(0) 9,500	(0) 11,300	(0) 9,400
		ひとり親世帯等以外	(11,500) 23,000	(9,500) 19,000	(11,300) 22,600	(9,400) 18,700
		市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	(15,000) 30,000	(12,000) 24,000	(14,800) 29,500	(11,800) 23,600
第5	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 109,000円未満	ひとり親世帯等	(17,500) 35,000	(12,500) 25,000	(17,200) 34,400	(12,300) 24,600
		ひとり親世帯等以外	(19,000) 38,000	(13,000) 26,000	(18,700) 37,400	(12,800) 25,600
	市町村民税所得割課税額 109,000円以上 122,000円未満	(21,500) 43,000	(13,500) 27,000	(21,200) 42,300	(13,300) 26,500	
第6	市町村民税所得割課税額 122,000円以上 169,000円未満	ひとり親世帯等	(24,000) 48,000	(14,000) 28,000	(23,600) 47,200	(13,800) 27,500
		ひとり親世帯等以外	(26,500) 53,000	(14,500) 29,000	(26,100) 52,100	(14,300) 28,500
第7	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 217,000円未満	(27,500) 55,000	(15,000) 30,000	(27,100) 54,100	(14,800) 29,500	
第8	市町村民税所得割課税額 217,000円以上 301,000円未満	(28,000) 56,000	(15,500) 31,000	(27,500) 55,000	(15,300) 30,500	

( )は第2子の場合/第3子は無料

# 平成28年度から 低所得世帯とひとり親世帯等の 保育料が変わります

## ■変更内容

低所得者世帯(世帯の住民税所得割額が、1号認定の場合は77,100円以下、2号・3号認定の場合は57,700円未満の世帯)及びひとり親世帯等に該当し、住民税所得割額が77,101円未満の世帯での、子どもの人数の数が、以下のように変わります。

それに伴い、保育料の階層等を4月から一部変更し、保育料を算定いたします。

## 低所得者及びひとり親世帯(低所得)の場合の変更点

現行		28年4月～	
<p>対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「同一世帯」の「保護者に係る(=監護する)子ども」</li> </ul> <p>※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄妹である必要はない。</p> <p>年齢の上限は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、</li> <li>●保育所の場合は、0歳から小学校入学前までに限定</li> </ul>		<p>保護者と生計が同一の子や孫等<sup>注</sup>であれば、年齢に関わらず対象</p> <p>注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)</p>	
例1 (幼稚園)	例2 (保育所)	18歳の年度	18歳の年度
 対象外 小学校6年生	 対象外 小学校3年生	両親を亡くし、祖父母に育てられている 大学4年生 同居する浪人生	寮で暮らす 高校2年生 両親を亡くした姪 小学校6年生 小学校3年生
小3 ～ 小1		5歳	5歳
		第1子の扱い 保育料 満額	第2子の扱い 保育料 半額
4歳			
3歳		第2子の扱い 保育料 半額	第1子の扱い 保育料 満額
2歳			第2子の扱い 保育料 半額
1歳			第3子の扱い 保育料 無償
0歳			

※なお、所得割額が該当金額以上の場合、多子の数え方は現行と同じです。

支援法上の「子ども」